

足立区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり支援）よくあるご質問

I きょうだいで利用した場合に関する質問

Q 1. きょうだいで利用しましたが、領収書の金額がきょうだいで合算して記載されており、1人あたりの金額の内訳が分かりません。この場合、どのように申請すればよいのでしょうか。

A 1. 下記のとおりに分けてご記載ください。

【パターン①】きょうだい利用に関するオプション料金がある場合

→「保育料」の部分を1人目、「オプション料金」の部分を2人目の料金として申請します。

例) 日中利用の時間帯に6時間利用し、保育料として15,000円、「2人預かる場合」というオプション料金として5,500円の料金が発生したとき。

1人目：15,000円

2人目：5,500円 で補助金を申請

【パターン②】きょうだい利用に関するオプション料金等はなく利用料金のみ記載されている場合

→「保育料」を2分割して申請してください。

※ 1人あたりの料金が領収書から明確に読み取れない場合、下記のとおり計算します。

例) 1時間の利用料金が、第1子が2,600円、第2子が第1子の半額（この例の場合1,300円）となる料金体系の事業者で、日中利用の時間帯に3時間利用し、11,700円の料金が発生したとき。

※領収書の例

利用日	利用時間	シッター名	お子さま	保育料
2025/〇/〇	15:00~18:00	〇〇 〇〇	〇〇 A さん	11,700円
			〇〇 B さん	

保育料を2分割

〇〇 A さん：5,850円

〇〇 B さん：5,850円 で補助金を申請

Q 2. 共同保育とはどのような状況を指しますか。

A 2. 保護者がベビーシッターと共同で保育している状況を指します。家事をしている場合や、在宅勤務をしている場合は共同保育をしている状況とはいえません。

II 料金に関する質問

Q 1. 送迎のみの利用でも補助の対象になりますか。

A 1. 補助の対象になります。ただし、月の合計利用時間が1時間以上となるご利用に限ります。

Q 2. 自宅以外での保育も補助の対象になりますか。

A 2. 保護者が契約に同意しているのであれば、補助の対象になります。ただし、施設利用による追加料金等は補助の対象外になります。

Q 3. 補助対象となるオプション料金にはどのようなものがありますか。

補助対象	補助対象外
<ul style="list-style-type: none">● 時間帯加算（深夜料金・早朝料金等）● 休日・祝日加算（土日料金等）● 時間単位で発生する延長料金● 病児保育等による加算● 月齢による加算（〇か月～〇か月等）● きょうだい利用による加算（2人を預かる場合等）● 沐浴等	<ul style="list-style-type: none">● 家事援助サービス料（料理・掃除・洗濯等）● 入会金・月会費等（月会費に初回の保育料を含む事業者を除く）● キャンセル料● 交通費● 保険料● おむつ代等● 実際に利用していない部分の保育料● 保育ではない子どもの学習料金● 予約料金（当日予約料金等）● 事前面談料金

Ⅲ 提出書類に関する質問

Q 1. 数か月にわたって同じベビーシッターを利用しました。要件証明書は1枚でもよいでしょうか。

A 1. 同じベビーシッターを利用した場合は、一番古い利用日以前の要件証明書1枚をご提出ください。

Q 2. 前回の申請時と同じベビーシッターを利用しました。要件証明書は再度提出が必要でしょうか。

A 2. 必要です。過去の申請時に提出済みであっても、新たに申請される場合は再度、要件証明書の提出をお願いいたします。

Q 3. 交付請求書の請求金額を書き間違えてしまいました。訂正印等で修正したものをそのまま提出してもよいでしょうか。

A 3. 交付請求書の【請求金額欄】で書き間違えた場合は改めて作成をお願いいたします。
訂正の痕跡があった場合、再提出が必要となります。

Q 4. 数か月分まとめて申請する場合、申請書や領収書等を両面印刷にしてもよいでしょうか。

A 4. 下記の書類を除き、可能です。

・様式第1号

【足立区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書兼同意書】

・様式第3号

【足立区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付請求書兼口座振替依頼書】

Q 5. 領収書に時間の内訳が記載されていますが、それでも利用内訳表は必要でしょうか。

A 5. 必要です。

Q 6. 1日だけ利用した場合も利用内訳表が必要でしょうか。

A 6. 必要です。